



# 島根県報

平成19年 3 月30日 (金)

号外 第 41 号

( 毎週火・金曜日発行 )

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

教育長訓令

副校長の設置に関する規程

( 高 校 教 育 課 )

## 教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第 4 号

本 庁  
県立高等学校

副校長の設置に関する規程を次のように定める。

平成19年 3 月30日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

副校長の設置に関する規程

( 趣 旨 )

第 1 条 この規程は、副校長の設置及び任免について必要な事項を定めるものとする。

( 配 置 )

第 2 条 分校並びに定時制の課程及び通信制の課程を置く県立高等学校に副校長を置く。

( 職 務 )

第 3 条 副校長は、校長の職務のうち分校又は定時制の課程若しくは通信制の課程に関するものを助ける。

( 任 免 )

第 4 条 副校長は、教育長がこれを任免する。

2 副校長は、教頭をもって充てる。

( 任 免 書 )

第 5 条 前項第 1 項に規定する任免は、教育長が任免書 ( 別記様式 ) を交付して行う。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 ( 第 5 条関係 )

任 免 書

島根県立 高等学校	$\left\{ \begin{array}{l} \text{分校} \\ \text{定時制課程} \\ \text{通信制課程} \end{array} \right\}$
教 頭 氏 名	

任 免 日 付	
---------	--

任免事項

島根県立 高等学校副校長  $\left\{ \begin{array}{l} ( \text{分校担当} ) \\ ( \text{定時制課程担当} ) \\ ( \text{通信制課程担当} ) \end{array} \right\}$  を  $\left\{ \begin{array}{l} \text{任} \\ \text{免} \end{array} \right\}$  する

島根県教育委員会教育長 印